広島県文化財保護審議会 美術工芸部会 会議議事録

1 日 時

平成 29 年 12 月 22 日 (月) 午後 3 時 15 分~午後 5 時 30 分

2 場 所

広島県庁自治会館3階305会議室(広島市中区基町10番3号)

3 出席委員

伊藤部会長,濱田部会長職務代理者,上薗委員、佐竹委員、福田委員、石岡特別委員

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 短刀 銘 (一字不明) (州) 国分 (寺) 住人助国作 (嘉) 暦二年正月日 (所有者

5 会議の内容

伊藤部会長 ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会を開会いたします。

本日は、部会委員5人全員が御出席ですので、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項の規定により、会議は成立いたします。 また、石岡特別委員にも御出席いただいています。

開会に当たりまして、白井文化財課長代理から御挨拶を頂きます。

文化財課 課長代理 本日は、年末のお忙しい中、美術工芸部会の会議に御出席いただき、誠にあり がとうございます。

これから, 先月現地調査及び部会審議をしていただきました, 短刀の広島県重要文化財指定に係る調書案等について御審議いただきます。

長時間にわたることと存じますが、活発に御意見を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

伊藤部会長

最初に、本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は、審議途中の案件であることから、総会による決定まで非公開ということとし、答申の後、議事録をもって公開するということではいかがでしょうか。

(委員) (異議なし)

伊藤部会長

御異議ございませんようですので、本日の会議は、答申までの間、非公開と いたします。事務局はそのように取り計らってください。

それでは、広島県重要文化財「短刀」の指定について、審議に入ります。 まず、事務局から、これまでの審議状況を説明してください。

事務局 資料3を御覧ください。

本件につきましては、平成 29 年8月7日付けで 氏から申請がなされ、同年 10 月 16 日に広島県文化財保護審議会総会に諮問し、同日美術工芸部会に付託されました。

美術工芸部会では、11月27日に部会員5名と石岡特別委員で現地調査及び審議を行い、5の(2)に記載しておりますように、

ア「短刀」を広島県重要文化財に指定することは適当である。

イ 指定調書案は、石岡特別委員が執筆し、次回の美術工芸部会で内容を審 議する。 ウ 指定名称は、過去の事例等を事務局で調査した上で、次回の美術工芸部 会において決定する。

という結論となりました。

以上でございます。

伊藤部会長

次に、石岡特別委員に執筆していただいた調書案の内容及び指定名称について検討したいと思います。

まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、石岡委員から御説明をお願いします。

また、指定名称につきましても、事務局で過去の事例等を調査されたと伺っていますので、事務局から御説明をお願いします。

事 務 局

(調書案の朗読)

石岡特別委員

(指定調書,現物及びスライド説明)

事 務 局

資料番号7(1)「指定名称検討資料」を御覧ください。事務局において、過去の県指定及び国指定の刀剣類の指定名称の考え方等を調査するとともに、 指定名称について複数の案を御提示させていただいています。

まず、県指定につきましては、昭和期に指定した刀剣類は、指定名称に銘を 含み、銘の字体は常用漢字で表記しています。

一方、平成5年以降に指定した3件の太刀につきましては、指定名称に銘を含んでいません。この経緯や理由を調査しましたが、明確な理由は分かりませんでした。平成5年に指定した大歳神社の太刀については、指定名称案は「太刀 銘不明(備中青江) 附 鉄鎺」だったようですが、銘が不明だったためか、最終的な指定名称は「太刀 附 鉄鎺」となっています。平成7年及び8年には、銘を有する太刀2件が県指定となりましたが、平成5年の例に倣い、指定名称に銘などの情報を含めなかったものと考えられます。

次に、国指定につきましては、文化庁に確認したところ、指定名称には原則 銘を含むとのことです。銘の字体は、記載する資料によって使い分けており、 不明な字については、一般的には四角で示すとのことです。

これらの状況から、事務局としましては、判別しやすさ等を考慮し、昭和期の県指定と同様指定名称に銘を含めることとし、銘の字体は常用漢字での表記に統一してはどうかと考えています。

なお、判読困難な文字や、正字又は異体字が用いられている部分については、指定調書で説明を付すとともに、写真等を台帳に添付し、現物の銘がどのように打たれているかを明示しておく必要があると考えています。

また、この案とする場合、平成7年及び8年に指定された銘を有する太刀2件の名称についても、今回の名称決定に合わせて、銘を含む形への名称変更を検討してはどうかと考えています。

比較検討のため、指定名称に銘を含め、字体は国指定の例に準じる案、平成期の県指定の例と同様に種別のみを指定名称とする案、他県で一部の指定名称に見られる例ですが、種別に加え、より具体的な情報が分かるように作者名などの主たる情報を併記する案を掲載しています。

以上でございます。御検討の程、よろしくお願いいたします。

伊藤部会長 それでは、まずは調書案の内容について、御意見をお願いします。

石岡特別委員

一点お詫びと訂正ですが、形状の説明の中で、「先刃上がり栗尻」の記載を「茎先は刃上がり栗尻」に修正してください。

濱田委員

助国の活動地について、「備後国分寺を拠点として活動した」という記述と 「備後国分寺付近に定着した可能性が指摘されている」という記述が見られま す。備後国分寺を拠点としたことが確実である場合は断定し、特定できない場 合は断定しないよう、記述を統一してはいかがでしょうか。

事務局 助国が備後国分寺境内に居住していたという証拠は残っていません。

石岡特別委員 二代助国は備州国分寺住人という銘があり、国分寺に抱えられていた刀工と

考えられることから、「備後国分寺を拠点として」という表現としました。一方、初代助国は、備後国分寺付近に当たる安那東条の銘はあるものの、備後国分寺を拠点としたことは確認できないため、助国一派の流れを示す表現として、「備後国分寺付近に定着した」としました。

福田委員 当時、地名として国分寺という呼称があったのでしょうか。

石岡特別委員 当時の国分寺付近は、安那東条・中条・西条という地名があったことが知られていますが、あえて「国分寺住人」という銘を入れているため、国分寺は地名ではなく境内地を指し、二代助国は寺域内を拠点として活動したと考えています。

伊藤部会長 本短刀の製作された嘉暦2年時点では、国分寺を拠点として活動していたということでしょうか。

石岡特別委員 そのように考えています。

濱田委員 佐竹委員にお聞きしたいのですが、当時の文書資料では、「(地名)住」や 「(地名)住人」という表現が一般的でしょうか。

佐 竹 委 員 その点はよく分かりません。なお、「国分寺」という場合、区域として伽藍地のみを指すのか、寺領も含むか不明です。また、国分寺が抱えていた刀工という場合、どのような組織や形態で活動したか明確ではありません。このため、調書には、国分寺の範囲や国分寺専属の刀工であるといったことまで特定して記載しないほうが良いと思います。

上 薗 委 員 備後国分寺は、もともと現在の神辺町下御領付近にあったと特定されている のでしょうか。

事務局 少なくとも平安時代までは現在地付近にあったことが確認されています。

上 薗 委 員 「国分寺」には、寺院、地域の両方のニュアンスがあります。助国が国分寺 に抱えられていたことが確実であれば、「付近」という表現を削除したほうが 良いのではないでしょうか。

佐 竹 委 員 初代は国分寺付近、二代は国分寺を拠点としたと使い分けているので、このままでも良いと思います。ただ、上薗委員の御指摘のように、国分寺に寺院、地域の両方のニュアンスが考えられるため、二代助国が国分寺を拠点としたと断言できるかどうかは慎重に考えたほうが良いと思います。当時の職人がどのように組織されていたか、それを銘ではどのように表現していたのかといった点について専門的な見地から指摘がある可能性があります。

濱田委員 「住人」という銘によって二代助国が国分寺にいたと説明がつくのであれば、「国分寺を拠点として」という表現で良いと思いますが、可能性があるという程度であれば、断定を避ける表現にしたほうが良いと思います。

> 調書案とは関係ないのですが、『往昔抄』では、「備州国分寺住人」を「び しゅうのくに ぶんじのじゅうにん」と読んでいますが、同書がまとめられた 段階ではこのような解釈もあったのかと興味深く思いました。

石岡特別委員 近年までは助国を備前の国分寺の住人とする説もありましたが、作品の詳細な鑑定や研究により、出来映えが備前のものとは少し違うということで、現在は備後の国分寺の住人とする説が定着しています。

濱田委員 「住人」という銘によって、実態として二代助国が国分寺にいたと説明がつくのであれば、「国分寺を拠点として」という表現のままで良いのではないでしょうか。「国分寺」という表現も、地名ではなくおそらく寺院を指しているのでしょうね。

佐 竹 委 員 様々な文献の「○○住」の意味が明確であっても、刀剣類の銘として記す「○○住」が同じ意味であるかどうかは分かりません。当面、「○○住」という銘があるため、刀剣類の研究上の解釈として、このように記載したということで良いのではないでしょうか。

福 田 委 員 調書案の「国分寺を拠点として」という表現は、「国分寺が抱えていた」ことを明示している訳ではないため、このままでも差し支えないと思います。

伊藤部会長 それでは、濱田委員の御指摘の点は、原案のままでよろしいでしょうか。 (委員) (異議なし)

伊藤部会長 ほかに御意見はありますか。

濱田委員 指定候補物件を指す言葉として「本短刀」が用いられていますが、一箇所 「本文化財」となっていますので、統一したほうが良いと思います。

事 務 局 「本文化財」となっている箇所を「本短刀」に修正します。

濱田委員 年代について、調書案では「鎌倉時代末期」としていますが、時期区分には 明確な基準がないため、銘などで年代がはっきりしている場合は、「鎌倉時 代」のみとし、年代を併記することとしてはいかがでしょうか。

事 務 局 年代については、近年の指定調書に表現を合わせます。

併せて、年代欄の「嘉暦2年」と、由緒・伝来欄の「嘉暦二年」の表記が混在していましたので、「嘉暦2年」に統一します。

上 薗 委 員 県指定刀剣類の一覧表の中でも年代の表記方法がまちまちなので、既指定文 化財の年代表記の見直しや、今後の美術工芸品全般の指定に当たって年代表記 の統一化を検討してはどうでしょうか。

事 務 局 既指定文化財は美術史・政治史の観点の違いや当時の研究状況に基づいて個別に最もふさわしい表現が用いられており、遡っての訂正は困難ですが、今後の指定に当たっては近年の事例と合わせるように留意します。

上 薗 委 員 濱田委員の御指摘のように、今回の事例は年紀があるため、製作年紀を明記 することで、時代については「鎌倉時代」のみとし、「末期」まで付ける必要 はないと思います。今後も、年紀が判明しているものは「前期」「後期」など の時期区分は記載しなくても良いのではないでしょうか。

佐 竹 委 員 時期区分の考え方は難しいと思います。それぞれの調書の執筆者が、作風の 説明として時期区分を明記したいと考える場合もあると思いますので、一律に 考えず、柔軟に対応できる道を残しておくほうが良いと思います。

> 今回の場合は、鎌倉時代末期という特徴をそこまで強調する必要がないのであれば、年紀も併記するため、「鎌倉時代」のみで差し支えないと思います。 嘉暦の「嘉」も確実とはいえ一部判読できないため、年紀だけでなく「鎌倉時代」を併記したほうが安心だという考え方もできると思います。

> 様々なケースが考えられるため、年代表記の統一は難しいと思いますが、冒頭に記す年代はできるだけシンプルにし、本文の中では作風や時期区分を明記するという対応で良いのではないでしょうか。

伊藤部会長 それでは、冒頭の年代については、「鎌倉時代末期」の「末期」のみを削除 するということでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

伊藤部会長 指定名称についてはいかがでしょうか。平成7年及び8年に指定された太刀には、指定名称に銘を含めていませんが、これについても御意見を頂ければと思います。

上 薗 委 員 第2案のように、指定名称には銘を含め、銘の字体は現物のとおりとするのが望ましいと思います。また、報道資料や印刷物は常用漢字とするのが良いと 思います。過去に指定された刀剣類の指定名称も同様の扱いとしてはどうでしょうか。

佐 竹 委 員 現物の銘の字体を生かすということになると、「備州」の「備」のように異体字を書かなければいけない場合も数多く出てきますので、個人的には第1案のように常用漢字に統一したほうが良いと思います。もともとどのような字体で書かれているかは、指定調書等に明確に記録しておく必要はありますが、指定名称を含めて、表に出るものは常用漢字を使用することとしてはいかがでしょうか。

事 務 局 指定名称については第1案のように常用漢字とし、指定書や指定台帳のよう に手書きが可能なものは現物に即した字体とする方法もあると思います。

報道提供資料やホームページに掲載する字体は、常用漢字を用いるということでいかがでしょうか。

上 薗 委 員 それで差し支えないと思います。

伊藤部会長 それでは、指定名称については、表に出るものは常用漢字とし、指定書や指 定台帳は現物に即した字体とするということでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

上 薗 委 員 平成期に指定された太刀の名称変更の案はありますか。

事務局 在銘で平成期に指定された2件の太刀を対象として、平成7年に指定された 太刀は「太刀 銘備後国三原住正興作 天文二年八月日」、平成8年に指定された太刀は「太刀 銘助国」とする案を考えています。

上薗委員 手続としてはどのようになりますか。

事 務 局 今回の短刀の指定審議に伴い、美術工芸部会において過去の指定物件の名称 変更が適当であるという結論となりましたら、その旨を会長に報告し、総会で の審議で了解が得られれば、県報で名称変更について告示する、という手続を 考えています。

伊藤部会長 ほかに御意見はありますか。

(委員) (なし)

事務局 調書案に記載する指定名称は、正式名称として県報にもそのまま搭載される ことになると思います。「国」を正字の「國」にする場合、「正」の字も異体 字に見受けられますが、活字化が困難ですので、「國」のみ正字で表記すると いうことでよろしいでしょうか。

佐 竹 委 員 先ほどの趣旨ですが、報道資料や印刷物等活字化されるものは常用漢字で表記するということでした。県報は正式な字体を用いる必要があるのですか。

事務局 県報は活字ですが指定の根拠になりますので、指定書や指定台帳の字体を正式な指定名称とするのであれば、これと同じ字体を用いる必要があります。

佐 竹 委 員 県報が指定について公式に周知する、最も重要なものということですね。

福田委員 「国」という字でも、くにがまえの中が「ム」などの異体字もあります。 「備」も右上が「久」となっている異体字もあり、どの字体を正式名称として 採用するかは難しい問題だと思います。

佐 竹 委 員 「州」についても、「刀」を三つ書く異体字も頻繁に出てきます。

上 薗 委 員 指定書や指定台帳などの手書きのものと、活字化されるものを分けるという のが第2案の趣旨ということですね。その場合、県報を含めて、表に出るもの は常用漢字を用いるということですね。

事 務 局 県報は根拠になりますので、正式な指定名称をそのまま掲載すべきではありますが、活字化の困難な文字もありますので、指定名称については常用漢字と するのが現実的だと思います。

このため、県報や指定調書に記載されるものを含めて、指定名称は常用漢字とすることとし、手書きが可能な指定書や指定台帳については、可能な限り現物に即した字体を用いるという整理でいかがでしょうか。

上 薗 委 員 調書案の「銘」のところに記載する銘の字体はどうしますか。

事 務 局 調書案に記載していますように、本文の記載は常用漢字とし、注や写真によって現物の字体がどのようなものであるかを明記しておくということでいかがでしょうか。あるいは、異体字の部分のみ手書きで記載することも可能です。

濱 田 委 員 注で説明しているので、このまま常用漢字で差し支えないと思います。

伊藤部会長 それでは、調書案の「指定名称」及び「銘」の記載は、原案のとおり常用漢字でよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

伊藤部会長 次に、過去に指定された刀剣類の指定名称の変更につきましては、太刀2件にそれぞれ銘を入れることが適当である、会長に報告するということでよろしいでしょうか。また、銘の字体は常用漢字ということでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

伊藤部会長 調書案に添付する参考資料として、調書案3ページの「写真」と4ページの 「刀絵図」を挙げていますが、何か御意見はありますか。

上 薗 委 員 指定名称に戻りますが、助国という人名の表記が、統一的に「助國」とされている場合、人名を常用漢字に置き換えても問題ないのでしょうか。石岡委員にお聞きしたいのですが、刀剣の研究上、「助国」などの人名表記について論議されることはありませんか。

石岡特別委員 例えば、平成 24 年の重要刀剣指定書やその附属資料では、助国は常用漢字の「国」で表記されています。

事 務 局 実際のところ,助国が一貫して「助國」と表記していたかどうかは,資料がないため分かりません。

上 薗 委 員 常用漢字で表記することが問題にならないのであれば、常用漢字として差し 支えありませんが、人名表記をどうするかということは少し気になる点です。

> 今回の助国に限らず、ほかの刀工や、芸術家の人名全般について、正字しか 使用していない人も常用漢字に置き換えるのが適切かという問題も出てきま す。将来的に、近現代の作家を指定名称に含む場合が出てくることも想定され ますが、本人の名前が正字であった場合、常用漢字に置き換えるということは しないと思います。人名の扱いについては、今後の課題として認識しておいた ほうが良いと思います。

濱田委員 近現代の人名や存命の方の人名の表記は、実際に使用している正式な字体を 用いるべきだと思いますが、歴史上の人物の場合、正式な人名の字体が明確で ない場合も多いと思われますので、そこまで厳密に考えなくても良いと思いま す。

過去に、国重要文化財の刀剣類が県内に移入されましたが、指定名称を正字表記とするか常用漢字とするか判断に迷った事例があったと記憶していますので、確認しておいてください。官報告示でどのように表記されているか参考になるかと思います。

事務局 分かりました。

上 薗 委 員 国指定で、指定名称を正字の「國」などとしている事例があれば、参考にすべきではないかと思います。人名の表記方法について、もう少し調べてみてはいかがでしょうか。

事 務 局 この点については、事務局で事例等を調べ、次回の総会までに美術工芸部会 員に報告させていただくということで、総会に提示する指定名称は、先ほど御 審議いただいたように、常用漢字で進めてもよろしいでしょうか。

上 薗 委 員 差し支えないと思います。

濱田委員 現在,指定基準より細かい指定方針や申し合わせのようなものはありません でしたか。

事務局 現時点では指定基準のみです。

濱 田 委 員 指定名称の付け方なども含め、課題として挙げられた点を論議し、議事録等 で残しておくことも必要ではないかと思います。

佐 竹 委 員 全て常用漢字に統一すると,近現代の指定に際して問題が出てくるなど, 様々なケースが想定されますので,その点は留意する必要があると思います。

上 薗 委 員 存命の人の名前を自動的に常用漢字に置き換えるのは適切ではないと思いま すので、ケースバイケースでの対応としたほうが良いかと思います 伊藤部会長

調書案に添付する資料については、原案のとおり写真と刀絵図を添付するということでよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

伊藤部会長

調書案の修正箇所は先ほど確認したとおりとし、人名の扱いについては、事務局で総会までに調べておいてください。その上で、総会に提出する最終的な 案を固めたいと思います。

事務局は、ただ今の意見に沿って、資料の最終調整をしてください。

なお、本日審議した内容については、来年1月22日(月)午前に予定されております審議会の会議にお諮りいたします。会議では様々な観点から御意見・御質問を受けることが予想されますので、石岡特別委員を始め、部会員の皆様と事務局にも補足説明をしていただくことがあるかもしれません。その節は、御協力をよろしくお願いします。

何か、審議事項以外に、御意見がございますか。

無いようでしたら,以上で,本日の審議を終了いたします。

文化財課課長代理

伊藤部会長,ありがとうございました。委員の皆様も,本日は,長時間にわたり熱心に御審議いただき,誠にありがとうございました。

今回,「短刀」を広島県重要文化財に指定することが適当である旨,指定名称は「短刀 銘□州国分 特住人助国作 房暦二年正月日」とすることが適当である旨御意見を頂きました。事務局として確認すべき点も御指示いただきましたので,総会までに御報告させていただきます。また、平成7年及び8年に指定された太刀二件の名称を、それぞれ「太刀 銘備後国三原住正興作 天文二年八月日」「太刀 銘助国」と変更することが適当であるとする旨の御意見も頂きました。事務局としても、指定及び名称変更に向けて準備を進めていきたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

6 審議結果

- (2) 指定名称の銘部分について、指定書、指定台帳等の手書きの可能なものは現物に即した字体で表記し、活字化されるものは常用漢字で表記することとする。
- (3) 指定名称における人名の表記字体について、事務局において過去の事例等を調査する。

【部会会議後,事務局において上記 6 (3)に基づく調査を行い,部会員及び特別委員で調整の上,美術工芸部会の最終的な審議結果を別紙のとおりとした。】

7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係

電話 082-513-5021

別紙

- (1) 「短刀」を広島県重要文化財に指定することが適当である旨,指定名称は「短刀 銘□州国分寺 住人助国作 嘉暦二年正月日」とすることが適当である旨を審議会会長に報告する。
- (2) また、平成7年1月23日付け及び平成8年9月30日付けで指定された太刀2件の名称を、それぞれ「太刀 銘備後国三原住正興作 天文二年八月日」「太刀 銘助国」と変更することが適当であるとする旨を審議会会長に報告する。
- (3) 指定書,指定台帳等の用字も,県報告示に合わせて常用漢字とする。